

本件は、茨城県政記者クラブ・埼玉県政記者クラブ・都庁記者クラブ・群馬県刀水クラブで同時に発表しています。

平成 30 年 12 月 27 日
企業局総務課
直通：029-301-4915

ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償請求訴訟の和解について

標記の件について、昨日、さいたま地方裁判所において、下記のとおり、和解しましたのでお知らせします。本件訴訟は、茨城県、埼玉県、東京都及び群馬県が共同で訴訟提起していたものです。

記

1 概要

平成 24 年 5 月、DOWAハイテック(株)が産業廃棄物処理業者に処理委託した廃液中のヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されずに河川に放流され、利根川水系の浄水場において、浄水処理過程で使用する塩素とヘキサメチレンテトラミンが反応し、ホルムアルデヒドが発生した。

本県では、利根川浄水場及び水海道浄水場において、原因物質を除去するために粉末活性炭の追加使用を行い、併せて事故対応のための水質検査費用及び人件費の損害が発生した。

2 相手方（被告）

DOWAハイテック株式会社
埼玉県本庄市^{仁手}1781

3 提起日

平成 25 年 8 月 30 日（金）

4 和解日

平成 30 年 12 月 26 日（水）

5 提訴裁判所

さいたま地方裁判所

6 和解の概要

- (1) 被告は、原告茨城県に対し、金 6 2 0 万 5 4 8 7 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、同種事案の再発防止に努めるものとする。

7 和解額の内訳

請求した実損害額の全額（粉末活性炭追加使用量分、水質検査費用及び人件費）

8 その他

他の和解した原告側水道事業体
埼玉県、東京都、群馬県

※ これまでの経過等は別紙のとおり

1 これまでの経過

平成 24 年 5 月 18 日	利根川水系の複数の浄水場で基準値を超えるホルムアルデヒドを検出したため、一時的に送水を停止 (茨城県では基準値を超えず、送水停止及び断水なし)
平成 24 年 7 月 26 日	関係都県が共同で、原因物質のヘキサメチレンテトラミンの排出事業者であるDOWAハイテック(株)へ申入れ
平成 24 年 12 月 26 日	DOWAハイテック(株)に対して損害賠償請求
平成 25 年 1 月 18 日	DOWAハイテック(株)が損害賠償請求に応じない旨を回答
平成 25 年 8 月 30 日	DOWAハイテック(株)に対し、損害賠償請求訴訟をさいたま地方裁判所に提訴
平成 25 年 10 月 23 日	第 1 回口頭弁論 その後、和解まで計 38 回の弁論準備手続
平成 30 年 12 月 26 日	さいたま地方裁判所の弁論準備手続にて和解

2 各事業者の和解額 (参考)

埼玉県企業局	38,317,669 円
東京都水道局	15,687,127 円
茨城県企業局	6,205,487 円
群馬県企業局	2,559,894 円
合計	62,770,177 円

※各事業者とも実損害額の全額

3 ホルムアルデヒドについて

無色透明の気体で水によく溶けやすい。眼や鼻、呼吸器などへの刺激性がある。合成樹脂の原料として使われ、消毒薬や防腐剤などにも使われる。発がん性があるとされている。

水道水については、水道法第 4 条に基づく厚生労働省令において、0.08mg/l以下の水質基準が定められている。